平成１９年7月３１日
財　　務　　局

平成 19 年度 東京都普通交付税の算定結果について

平成 19 年度の普通交付税の算定結果が、本日、総務大臣から閣議に報告され、発表されましたので、お知らせします。

○　東京都の普通交付税の算定は、地方交付税法により、東京都と 23 特別区をあわせて１団体とみなして行われます。（23 特別区以外の市町村分については別途算定）

○　基準財政収入額から基準財政需要額を差し引いた財源超過額が生じているため、東京都は、昭和 29 年度の交付税制度発足以来引き続き、不交付団体となりました。

財源超過額は 1 兆 6,215 億円であり、臨時財政対策債（赤字地方債）への振替がない場合の財源超過額は 1 兆 3,933 億円となります。

（単位：億円）

区　　分	19 年度	18 年度
基準財政収入額　　A	47,375	45,302
基準財政需要額　　B	31,160 (33,443)	31,011 (33,528)
財源超過額　　A－B	16,215 (13,933)	14,292 (11,774)

注1）（ ）書きは、臨時財政対策債振替前の計数。

注2）計数は、原則として端数調整をしていない。

○　この財源超過額は、交付税制度における配分技術上の数字と考えるべきであり、以下の点においても、都財政の実態を反映するものではありません。

・　交付税算定上、昼間流入人口等が補正に十分反映されていないなど、東京都の膨大な財政需要の実態をとらえきれているとは言えません。
・　本来、基準財政需要額に算定されるべき額が、臨時財政対策債に振替えられることで圧縮されており、財源超過額が見かけ上拡大しています。
・　東京都と 23 特別区をあわせて算定されるため、団体としての東京都の実態をあらわすものではありません。

問い合わせ先
財務局主計部財政課　電話 03-5388-2669

<参考>今回の算定結果に対する東京都の考え方

○ 「財源超過額」は交付税制度における配分技術上の数字であり、都財政の実態を反映するものではありません。

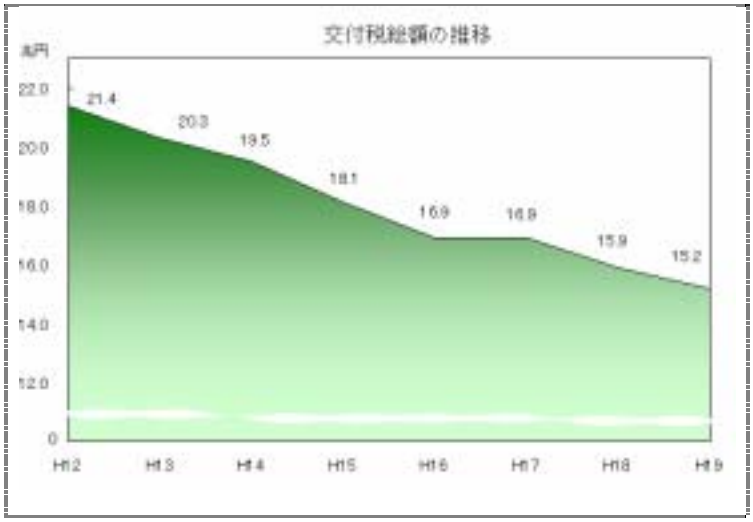

- ➢ 地方交付税の原資は、国税５税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされています。
- ➢ 国は、国の予算の枠の中で地方公共団体の歳入歳出の総額を見込む地方財政計画を策定し、地方交付税総額を決定しています。この交付税総額は平成12年度以降の７年間で６兆円以上減少しています。
- ➢ 国は、その限られた交付税総額を地方公共団体に配分するため、国が定めた基準にもとづき、個々の団体の収入額、需要額を算定します。
- ➢ しかし、現実には、地方へ配分すべき額を交付税原資で賄いきれないため、国は、赤字地方債である臨時財政対策債への振替により交付税総額を圧縮するとともに、地方財政計画の歳出見込の抑制などを行っています。
- ➢ 不交付団体である東京都の算定も、この枠組みの中で行われており、結果的に生じた財源超過額は、あくまでも交付税制度における配分技術上の数字であって、都財政の実態をあらわすものではありません。

● 交付税算定上、東京都の財政需要は適切に反映されていません。

- ➢ 基準財政需要額は、道府県分は人口 170 万人、市町村分は人口 10 万人の団体を標準モデルとし、その団体の需要を基準に算定します。
- ➢ 現実の地方公共団体は多様であるため、地方交付税算定においても、各団体の規模や特徴に応じた割増し等の補正がなされることになっていますが、東京都については補正に用いられる昼間流入人口等の数値自体に割落しがかけられるなど、膨大な財政需要の実態をとらえているとは言えません。

事　　例	割落し前の数値（特別区）	割落し後の数値
昼 間 流 入 人 口	372 万人	72 万人
土 地 価 格（1㎡当たり）	<42.7 万円> 30.5 万円	24.5 万円

注）土地価格< >書きは、平成 17 年度特別区普通会計決算の用地取得費より算出。なお、平成 17 年から 19 年の公示価格の上昇率は 16.2%。

● 本来、基準財政需要額に算定されるべき額が「臨時財政対策債」（赤字地方債）に振替えられ、各団体の基準財政需要額が圧縮されるため、財源不足額は減少し、財源超過額は見かけ上拡大します。

➢ 臨時財政対策債は、交付税総額に対してその原資である法定５税だけでは財源が不足することから、交付税算定上これを補てんするために発行するとされる赤字地方債です。

➢ 臨時財政対策債は、交付税の算定にあたって、人口をベースに算出された発行可能額を、交付税の交付・不交付にかかわらず国が各団体に割当てるものです。基準財政需要額が臨時財政対策債に振替えられることにより、全国の自治体の基準財政需要額は機械的に圧縮されます。

➢ この結果、交付団体にとっては当該年度の交付税額が減少します。臨時財政対策債の元利償還金は翌年度以降の交付税算定で基準財政需要額に算入されますが、これは後年度の算定における当該団体の交付税額を実質的に圧迫することにつながります。

➢ 不交付団体である東京都にとっては、基準財政需要額の圧縮は、財源超過額が見かけ上拡大するかたちであらわれることとなります。

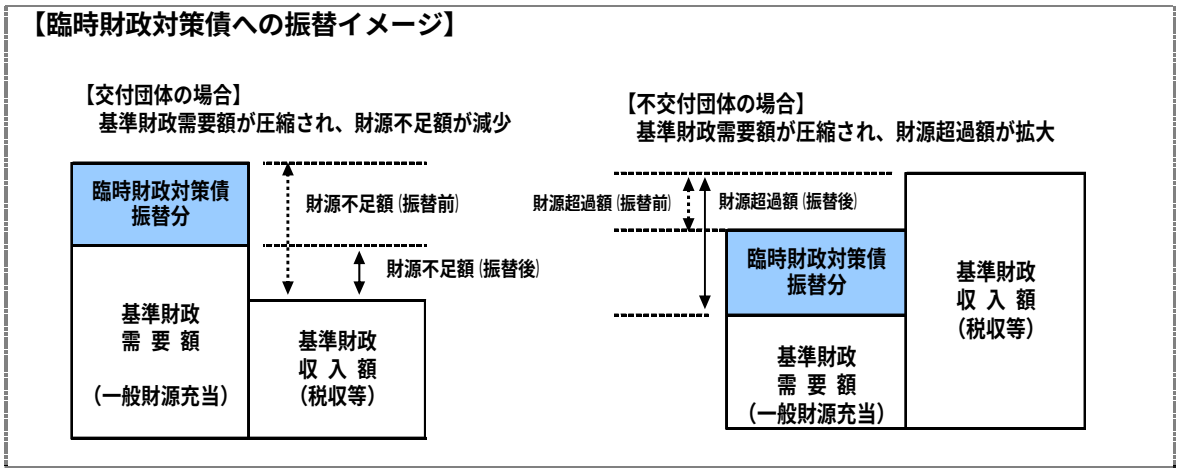

● 東京都の普通交付税の算定は、他の団体と異なり、都と 23 特別区を合算する方式で行われ、その点でも東京都の実態をあらわすものではありません。

➢ 東京都分は、都が行う道府県行政を算定する道府県分と、特別区の区域内で都及び特別区が行う市町村行政を算定する大都市分からなり、いわば 24 団体分を含むものです。

➢ 従って、東京都分として算定された財源超過額 1.6 兆円は、団体としての東京都の実態をあらわすものではありません。

（単位：億円）

	基準財政需要額	基準財政収入額	財源超過額
計（東京都分）	31,160	47,375	16,215
道 府 県 分	17,147	24,240	7,093
大 都 市 分	14,012	23,135	9,123

注）端数調整は行っていない。